

申請書の様式について

申請する際の手続きについて、記入箇所の見直しをお願いいたします。

様式が定められているのは承知しておりますが、私の母は右手が不自由で、左手で文字を書きます。障害者手帳のコピーもこれまでに何度も提出しております。しかし、なにか申請をする時は、住所氏名電話番号を書類毎に書くような様式となっています。付き添っている者が代筆すればよろしいと思われるかもしれませんが、必ず付き添えるわけではありません。

どうか様式の見直しをお願いいたします。障害者手帳の番号やマイナンバーで管理していただけないでしょうか。本人が出向いているので顔写真で本人確認ができるのではありませんか。

時間の短縮にもなります。強くご検討願います。

■回 答

申請書類の記入箇所の見直しについて、ご意見をいただきありがとうございます。

現在、当町の窓口では、各種申請等へご記入いただく場合にお手伝いが必要な方については、ご本人確認をさせていただいた上で、職員が代筆して対応しております。

お気軽に職員にお申し出いただければ、必要な申請や書類の交付等が可能ですので、お声かけください。

各種申請書類の記入箇所の見直しについては、国において定められた様式として現状では変更できないものも多くあり、すぐに行なうことは難しいものがありますが、住民の皆様の負担軽減や窓口業務の効率化については、国においてもマイナンバーカードを利用した取り組みを進めておりますので、様式変更を含めて総合的に考えてまいります。

また、窓口に、申請等の際のお手伝いについての掲示を検討するなど、今後も、一人一人のご事情に寄り添い、親しみやすく優しい窓口を心がけてまいりたいと思います。

担当課《総務課》